

虐待防止のための指針

インクルーデイサービス ippo

1. 虐待防止に関する基本的な考え方

児童虐待の防止に関する法律に基づき、利用者の尊厳を保持するため、職員ひとりひとりが障がい者虐待について理解し、虐待を未然に防ぎ、早期発見に努めることとする。

2. 虐待の防止のための対策を検討する委員会、その他施設内の組織に関する事項

本事業所では、虐待発生防止に努める観点から、虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

（1）設置目的

- ・ 虐待の防止のための指針の整備
- ・ 虐待の防止のための職員研修の計画・実施
- ・ 虐待等について、職員が相談、報告できる体制整備
- ・ 職員が虐待等を把握した際、市担当課等への通報が迅速かつ適切に行われるための手続
- ・ 虐待等が発生した場合、発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策の検討
- ・ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての検証

（2）委員会の構成員

- ・ 管理者
- ・ 児童発達支援管理責任者
- ・ 他常勤職員

（3）委員会の開催

- ・ 年1回以上開催
- ・ 必要時は随時開催

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

支援に関わる全ての職員に対して、虐待等の防止に関する適切な知識を普及・啓発するための職員教育を行います。

- （1）定期的な教育・研修（年2回以上）の実施
- （2）新規採用者に対し虐待防止研修の実施
- （3）その他必要な教育・研修の実施

4. 施設内で発生した虐待の報告等の方策に関する基本方針

虐待またはその疑いが発生した場合には、速やかに市担当課等に通報するとともにその要因の除去に努めます。

また、緊急性の高い事案の場合には、警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

虐待等の事案については、その全ての案件を委員会に報告するものとし、この際、管理者が、緊急に当該案件の分析及び検討が必要であると判断した場合は、定期開催の同委員会を待たずして臨時的に同委員会を招集します。

5. 虐待発生時の対応に関する基本方針

(1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合は上席者等に報告します。

(2) 被報告者は、苦情相談窓口を通じての相談や職員等からの報告があった場合には、市担当課等に通報するとともに報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払い、虐待等を行った本人に事実確認を行います。また、関係者から事情を確認し、これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。

(3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合、本人に対応の改善を求め、必要な措置を講じるとともに、保護者へ説明及び関係機関へ報告します。

(4) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案の原因を検証し、その除去と再発防止策を検討・作成し、全職員に周知します。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、当事業所内で自由に閲覧できる形で事業所に掲示、積極的な閲覧の推進に努めます。

7. その他虐待防止の適正化の推進のために必要な事項

権利擁護、虐待防止のための職員研修のほか、行政より提供される研修等に積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう研鑽を図ることとする。

また、利用者の判断能力の状況や将来的な生活設計等を踏まえ、必要に応じて成年後見制度等の権利擁護制度の活用について、保護者や関係機関と情報共有を行う。制度の利用が適切と考えられる場合には、相談支援専門員や行政機関等と連携し、適切な支援につなげる。